

## 再審開始決定に対する弁護団声明

本日、名古屋高等裁判所金沢支部は、前川彰司氏に係るいわゆる「福井女子中学生殺人事件」再審請求事件について、再審を開始する旨の決定を下した。

本件は、前川氏が逮捕以来一貫して無罪を主張してきた一方で、何ら物証がなく、「犯行後に血を付けた前川氏を見た。」とする暴力団員とその関係者の供述のみが証拠とされた事件である。そして、関係者供述について信用できないとして無罪判決を下した第一審と信用できるとして有罪判決を下した控訴審とで判断が分かれ、最高裁判所で有罪判決が確定した。また、有罪判決確定に至るまで、弁護人の求めにもかかわらず、証人となった関係者の供述調書や死体解剖時の写真等が開示されず、検察官によって秘匿されていた。

再審請求審において、我々弁護団は、心神耗弱下での犯行とは言い難いこと、第三の刃器が存在すること、あるべきルミノール反応が存在しないこと、大型血痕付着の可能性がないことに関する法医学鑑定を行い、さらに、第一審以来検察官によって秘匿され続けていた証拠の開示を求めてきた。そして、平成20年8月以降、漸く、証拠の一部が開示され、かかる証拠により、弁護団の主張を裏付ける法医学鑑定が適正であったことが明白となり、また、多数の関係者供述に捜査機関の誘導によって生じたとしかいうことのできない不合理な変遷の一致が発見された。

本決定は、再審請求審において開示された証拠とこれを基にした法医学鑑定を全面的に採用し、第三の刃器が使用された蓋然性を認め、また、犯行に使用されたとされる自動車内から本来あるはずの血痕が発見されていない矛盾を指摘し、さらに、現場状況からうかがわれる犯人像が請求人と著しくかけ離れたものであることなどを認めたものである。その上で、確定判決が有罪認定の根拠とした関係者供述の信用性を否定し、とりわけ前川氏が捜査線上に浮上するきっかけとなった元暴力団員の供述の信用性を全面的に否定し、前川氏を犯人であるとする客観的な証拠が存在しないことを重視した。そして、前川氏が犯人であるとする確定判決に合理的疑い

が生じたとするものであり、弁護人としても、至当の決定であると評価する。

また、本決定は、足利事件や布川事件に続き、裁判所が過去の誤りを率直に認め、正義の回復に努めていることを実証しており、全国で冤罪を晴らすべく活動を継続している他の再審事件にとっても、極めて意義の高いものといえる。

本件が冤罪であることは明らかであるところ、前川氏が濡れ衣を着せられてからすでに25年の歳月が経過しており、今なお、服役の後遺症に悩む前川氏と高齢となった今も前川氏の冤罪を晴らすべく懸命な努力をしているご家族を思えば、速やかに再審公判が開かれるべきである。

そして、再審請求審において裁判所の証拠開示勧告を受けるまで証拠開示を拒んできた検察官の態度は、公益の代表者にあるまじきものであり、かかる検察官の態度が前川氏やそのご家族に筆舌に尽くしがたい苦痛を与えたものであることに鑑みれば、検察官は、決して、本決定に対して、異議申し立てをしてはならない。

最後に、これまで、前川氏を支え続けてきたご親族や支援して下さった方々に感謝の意を表するとともに、我々弁護団は、前川氏の無罪が確定するその日まで、全力を尽くすことを表明する。

2011年11月30日

福井女子中学生殺人事件再審請求弁護団

団長 小島峰雄